

港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業候補者募集要項

1 目的

高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、歌謡ショーや司会進行等を行うこと。

長寿を祝う集い 開催概要 (予定)

日 時	令和7年10月21日(火)
	午前の部 10:00(開場 9:30)～12:00
	午後の部 13:30(開場 13:00)～15:30
会 場	東京プリンスホテル 鳳凰の間(港区芝公園3-3-1)
主な構成	第1部 式典 第2部 演芸
招待者	区内在住の77歳以上(令和7年9月15日現在)

2 業務概要

(1) 件名

港区長寿を祝う集い芸能業務委託

(2) 業務内容

ア 司会進行

① リハーサル日

令和7年10月20日(月) 13時から15時30分まで

- ・司会者と区による進行確認
- ・老人クラブ演芸のリハーサル進行の確認

② 当日

令和7年10月21日(火) 9時から16時まで

- ・招待者が開場してから退場するまでの司会進行

イ 第2部の演芸

① リハーサル日

令和7年10月20日(月)

- ・前日の舞台機器等の設置・確認(仕様書 別紙1及び2参照)
※会場は午前8時30分ごろから使用できます。
※歌謡ショーのリハーサルは予定していません。

② 当日

令和7年10月21日(火)

- ・歌謡ショー(演芸等を含む)(午前の部・午後の部各1回45分)

ウ 遅滞なくタイムスケジュールを管理したうえで業務を実行すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年11月4日(火)まで

(4) 事業規模

1,760,000円(税込)までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
- (6) 「別紙1 港区長寿を祝う集い芸能業務委託仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※(5)の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します(※詳細は、別紙2 港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業候補者選考基準を参照してください。)

4 選考スケジュール（予定）

事 項	日 程
募集要項の公表・配布期間	令和7年5月12日（月）から 令和7年6月11日（水）まで
募集要項に対する質問受付期限	令和7年5月20日（火）午後5時まで
質問回答	令和7年5月26日（月）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和7年6月11日（水）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月19日（木）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年6月27日（金）
第二次審査結果通知	令和7年6月30日（月）
契約手続き	令和7年7月17日（木）以降

5 配布書類等

（1）配布場所

港区ホームページからのダウンロードのみ

（2）ホームページ掲載期間

令和7年5月12日（月）から令和7年6月11日（水）まで

（3）配布書

プロポーザル実施関係

- ① 港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業者候補募集要項
- ② 【別紙1】港区長寿を祝う集い芸能業務委託仕様書
- ③ 【別紙2】港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業者候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑨ 【様式7】企画提案書①
- ⑩ 【様式7-2】企画提案書②
- ⑪ 【様式8】プロポーザル参加辞退届
- ⑫ 【任意様式】見積書
- ⑬ 【任意様式】キャンセル料発生条件

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和7年5月20日（火）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話をお願いします。

(3) 回答方法

令和7年5月26日（月）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年6月11日（水）必着

※午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

※来所する際は、事前に電話予約してください。

※郵送による提出の場合は、令和7年6月11日（水）必着です。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 2階 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係

TEL 03-3578-2397

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

※郵送や宅配による提出も可能ですが、誤配、遅配等により期間内に書類が到達しなかった場合、受理できませんのでご注意ください。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

（イ）印鑑登録証明書

（ウ）財務諸表（最新の事業年度のもの）

（エ）納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）

（オ）許可等の証明書（写）

（カ）区内事業者認定通知（認定を受けている事業者のみ）

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出

④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出

⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出

⑥ 登記簿謄本 ※該当する場合のみ提出

⑦ 加点对象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業候補者選考基準（案）参照。

⑧ 【様式4】事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

⑨ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性

⑩ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

⑪ 【様式7】企画提案書①

⑫ 【様式7-2】企画提案書②

⑬ 【様式8】プロポーザル参加辞退届

⑭ 【任意様式】見積書

⑮ 【任意様式】キャンセル発生料条件

（5）提出部数

ア 提出資料①から⑦ 1部

イ 提出資料⑧から⑮ 正本1部、副本7部

※提出資料⑧から⑮は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本7部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

（6）留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは12ポイント以上としてください。

イ 補足資料は「様式7 企画提案書①」及び「様式7-2 企画提案書②」1枚につき1枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとし、全体で10枚以内としてください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区長寿を祝う集い芸能業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

（1）仮設舞台での演芸となります。演芸時に使用する音響・照明等機材（マイク含む）につ

いて、会場から借用する場合は、受託者の負担となります。会場と受託者での契約が必要です。（仕様書別紙 1、2 のとおり）また、会場への機材持込み等は契約締結後、受託者と会場の協議によります。会場との契約や打ち合わせの際、区は立ち会いません。

（2）地震、台風等の影響により、やむを得ず開催が中止になる場合が想定されます。

（3）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

（4）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（5）提出書類等の返却はいたしません。

（6）提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

（7）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

（8）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

（9）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

（10）企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

（11）区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

（12）参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式 8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

（1）プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

（2）プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

（3）プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。

（4）本業務への参加申込事業者が 1 者の場合であっても、各審査を実施します。

（5）プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。

（6）FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

（7）公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。

（8）区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則

第6号)第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。

(9)虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です(ただし、同条例第5条に定めるものを除く。)

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として港区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係(区役所2階)

電話:03-3578-2397 FAX:03-3578-2419

メール:minato22@city.minato.tokyo.jp